

佐賀県人事委員会訓令第 1 号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成29年 3 月 7 日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>1 ~ 13 略</p> <p>14 審査請求規則第 8 条第 6 項(審査請求規則第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により申出のあった文書の証拠調べの決定及び認否並びに当該認否に係る書面の收受及び発送に関すること。</p> <p>15 審査請求規則第 8 条第 12 項(審査請求規則第 9 条第 6 項において準用する場合を含む。)に規定する審理調書の発送に関すること。</p> <p>16 ~ 46 略</p>	<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>1 ~ 13 略</p> <p>14 審査請求規則第 8 条第 7 項(審査請求規則第 9 条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により申出のあった文書の証拠調べの決定及び認否並びに当該認否に係る書面の收受及び発送に関すること。</p> <p>15 審査請求規則第 8 条第 13 項(審査請求規則第 9 条第 7 項において準用する場合を含む。)に規定する審理調書の発送に関すること。</p> <p>16 ~ 46 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。